庁議付議事案書

開催・令和４年６月１日

所管部課	地域福祉部　福祉推進課	部長	吉沢　寿子				
件　名	東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正について	区分		１審議事項	○	２報告事項	
関係事項	条例 規則						
	部課 機関						

１．要　旨

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年１１月１９日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への生活・暮らしを支援するため、令和３年１２月２４日から「東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱」を制定し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業を実施している。

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和４年４月２６日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、内閣府から支給対象の見直し等の方針が示されたことから、改正が必要な事項について、一部改正するものである。

（１）主な改正点

①支給対象について

・令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（基準日は令和４年６月１日）」を追加

・家計急変の基準日を「令和３年１月」から「令和４年１月」に変更

②確認書及び申請書の提出期限について

・確認書の提出期限を「令和４年４月１８日」から「令和４年１０月３１日」に変更

・申請書の提出期限を「令和４年９月３０日」から「令和４年１０月３１日」に変更

③既支給世帯の扱いについて

既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

（２）施行日　　令和４年６月１日

（３）影響及び効果　　この要綱に基づき適切に事業を進めることができる。

２．経　過（現時点に至るまでの経過）

令和３年１２月２１日　市補正予算専決処分
　　　　１２月２４日　実施要綱の制定
令和４年　４月　１日　実施要綱の一部改正（年度の更新等）
　　　　　６月　１日　市補正予算可決、実施要綱の一部改正（支給対象の見直し等）

３．留意事項（問題点等）

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。

４．主管部処理案（検討結果等）

本給付金の支給事業を継続して進めたい。

５．審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。